

●令和6年度の学校経営方針について

朱書き部分…令和5年度の学校経営方針に追加修正した箇所

○小中9年間で育成したい子どもの姿とは？

⇒「夢を語れる生徒の育成」 ※四中校区の教育目標 = 「豊かな人間力と確かな学力を持つ子どもの育成」

○めざす子ども像を具体的に言うと？

⇒「自分で考え、判断し、行動することができる生徒」

○そのための学校教育目標は？

⇒「学びあい、つながりあい、幸せな人生に向けて挑戦し続ける生徒の育成」

○学校目標を達成するために身につけるべき力は？

・「学びあい」とは？ ※非認知能力 = 「自分と向き合う力」「自分を高める力」「まわりとつながる力」

⇒互いに学びあい、共に成長していく力 (学力&非認知能力)

・「つながりあい」とは？

⇒互いに認めあい、共に生きていく力 (人間関係力) ⇒班活動・グループ学習

・「幸せな人生に向けて挑戦し続ける」とは？

⇒互いに思いを伝えあい、共に未来を創造していく力 (探求力)

○なぜそのような力が必要なのか？

⇒「先行き不透明で予測困難な時代 (VUCA、Society5.0) を生き抜くために」

○そのような中における学校の存在意義は？

⇒「社会に出ていく準備段階にある生徒にとって、学校は社会の縮図であり、『自己決定』と『自己実現』に挑戦できる場所 (友達とは違う人間関係の中でミッションを実行する訓練の場) であること」

○めざす学校像を具体的に言うと？

・「学力&非認知能力」の育成

⇒課題解決に主体的に取り組む学校 (言語能力 (自己調整力) の自覚化、意識的に育成、ガマンも能力)

・「人間関係力」の育成

⇒人 (人権) を大切にできる学校 (安心安全な環境「あいさつ、きく姿勢、時間厳守、ゴミ拾い」)

・「探求力」の育成

⇒誇れる地域のオンリーワンの学校 (地域や企業課題など探究的な学び、自ら問いを立てる学び)

○学校の役割は？

⇒「大人 (教師&保護者&地域) は『居場所づくり』に、生徒は『絆づくり』に取り組む」

○具体的な取り組みは？

・誰一人おいていかない学びの実現 (学力低位層、要支援、不登校、外国籍など)

・学級活動、学年活動、異学年活動の充実 (SSTの実施、小中交流の実施など)

・授業の改革 (共同学習、遠隔地学習、反転学習、教科間コラボ、企業コラボ)

・総合的な学習の時間の充実 (市役所・市教委や企業、専門家とのコラボ)

・生徒会活動の活性化 (生徒主体の運営や生徒発案の取組など)

●令和6年度の学校運営方針について

○職務、業務、服務

- ・あいさつ（出勤時、退勤時、来校者）
- ・時間厳守（会議の開始と終了、提出物の期日）
- ・ゴミを拾う（教室、廊下や階段、校庭）
- ・聞く態度（職朝、職員会議、議案と真剣に向き合う、顔を向けて聞く、内職禁止）
- ・生徒ファースト（生徒の表情を見ることが早期対応に、管理職は職員ファースト）
- ・報連相（良くないことほど速やかに、管理職と首席へ）
- ・まわりに助けを求める（わからないことを放置しない、わかったふりをしない）
- ・申請者第一主義（出退勤、出張、手当、自分のことは自分で）

【教育公務員の義務】

職務上の義務「**宣誓の義務**(31条)」「**法令・職務命令に従う義務**(32条)」「**職務専念義務**(35条)」
身分上の義務「**信用失墜行為の禁止**(第35条)」「**秘密を守る義務**(34条)」「**政治的行為の制限**(36条)」
「**争議行為の禁止**(37条)」「**営利企業の従事制限**(38条)」

○研修、自己研鑽

- ・授業、教室のオープン化（ドア open、ベランダ側カーテン open）
- ・ひらよん meet up time への参加（初任期教員は must）
- ・授業交流の活性化（実施年一回 must、参観年一回 must）
- ・研修の機会があることに感謝を（市や府主催及びその他の研修の遅刻や無断欠席の禁止）
- ・子どもを育てるプロフェッショナルとして

【教員の職務の特殊性（職務専念義務免除）】

教員の職務は、児童・生徒を教育することであるが、これは、単に知識の伝達や技能の習熟のみが目的ではなく、**児童・生徒との人格的なふれあいを通して、児童・生徒の人間として調和のとれた育成をめざすこと**であり、一般公務員と異なる職務の特殊性から、その資質向上が要請される。そのためには、**教科内容、指導方法等はもとより、広く文化的、社会的教養をも身につけていかなければならない。従って、教員は、自ら不断の研修に努めなければならない。**一般に職員の研修は任命権者が行うものとされている（地公法第39条一勤務能率の発揮及び増進のため）が、府費負担教職員の場合は、任命権者である府教委のみならず、**サービス監督者である市教委も行うことができる**とされている。（地教行法第45条）教育公務員特例法 第21条（研修）、第22条（研修の機会）

◎ 教員の地位に関する勧告

第6項 教職は、**専門職**と認められるものとする。教職は、きびしい不断の研究により得られ、かつ、維持される専門的な知識及び技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり…

第70項 **すべての教員は、その専門職としての地位が相当程度教員自身に依存していることを認識して、そのすべての職務においてできる限り高度の水準に達するよう努めるものとする。**

○授業

- ・遅刻を許さない（授業開始時必ず出欠 check 【安全確認】、必要に応じて家庭連絡も）
- ・忘れものをした生徒を放置しない（忘れ物 check 後、必ず代替対応の指示をすること）
- ・机上に授業以外のものを置かせない（他教科の教材や教具、水筒など）
- ・班などの隊形時は机をきちんとつけさせる（4人班学習やペア学習など話し合う姿勢に）
- ・話を聞くときの姿勢をつくらせる（「静か」な状態を共有すること、はじめが肝心）
- ・寝かさない、内職させない（起こす、起こさせる、魅力的な授業づくりを）